

しゅわきもつた
手話で気持ちを伝えてみよう!



ありがとう



うれしい



好き



一緒に



頑張る



拍手

たからづかし
宝塚市

手話言語条例

たからづか
宝塚し
市しゅわ
手話げんご
言語じょうれい
条例

たからづかし
宝塚市では、手話は音声言語である日本語とは異なる言語である
しゅわ おんせい げんご にほんご こと げんご
との認識に基づいて、市民が手話を使用しやすい環境づくりを進め
にんしき もと し みん しゅわ し よう かんきょう すす
ていくことにより、インクルーシブな地域社会※の実現を目指して、
へいせい ねん ねん がつ はつか たからづかし しゅわ げんごじょうれい せいてい
平成28年(2016)年12月20日に宝塚市手話言語条例を制定しました。

※インクルーシブな地域社会とは、誰もが集団から排除されることなく包み
こ すべて ひと ごろゆた とも い しゃかい あらわ
込まれ、全ての人が心豊かに共に生きる社会のことを表します。

手話って何?



音声言語である日本語とは異なる独自の体系を持つ言語で、手指の動きや表情を使って表す視覚的な言語です。

どうして、手話言語条例が必要なの?

残念ながら今の社会では、手話が言語だととの認識が十分にされているとは言えません。言語は多様であることをみんなが理解し、手話を使用しやすい環境にしていくことが、ひとりひとりの人格と個性を尊重するインクルーシブな地域社会の実現につながるからです。



条例の目的は?

手話への理解の促進、手話の普及に関する基本理念を定めた上で、

- 市の責務、市民・事業者の役割を明らかにします。
- 市が推進する施策を定めます。
⇒全ての市民が心豊かに、共に生きる地域社会の実現を目指していきます。



条例の基本理念は?

手話への理解の促進、手話の普及は、手話は言語であるとの

認識に基づき、



- 市民が手話を使う権利を持っていること
- そして、その権利を尊重すること

を基本として行います。

わたし 私たちは、 どんなことを するの?



手話への理解の促進、手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境を整備するため以下の施策を推進します。

- ① 手話についての啓発・研修
- ② 手話での情報発信や情報取得
- ③ 手話による意思疎通(コミュニケーション)の支援
- ④ その他、市長が必要と認めたこと



条例の基本理念への理解を深めて、市が推進する施策に協力します。



条例の基本理念への理解を深めて、市が推進する施策に協力します。